

1 経営事項審査とは

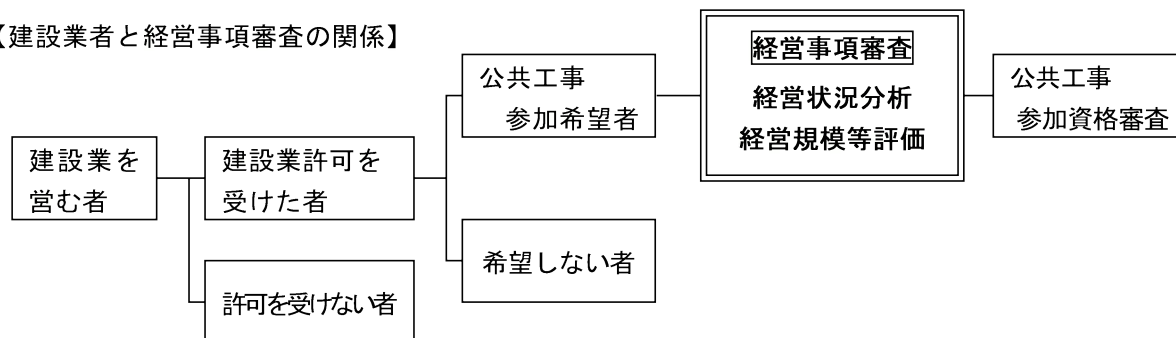
(1) 経営事項審査とは

国、地方公共団体等の発注者から公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならないこととなっています（建設業法第27条の23第1項）。

この審査が「経営事項審査」であり、大きく2つの事項について、数値による評価をすることにより行われます。

経営事項審査	審査事項		分析・評価機関
	1	経営状況分析	経営状況
2	経営規模等評価	経営規模、技術的能力その他「1 経営状況」以外の客観的事項	国土交通大臣 又は都道府県知事

【建設業者と経営事項審査の関係】



(2) 申請の時期

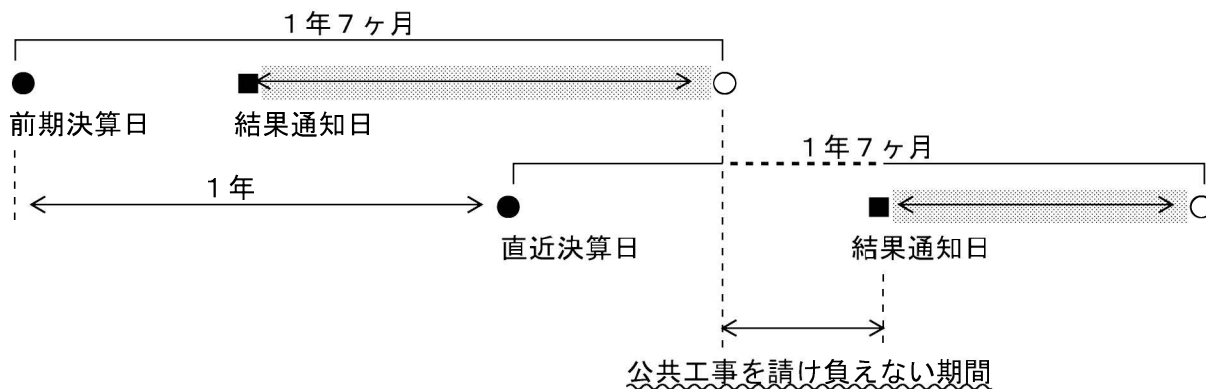
ア 発注者と請負契約を締結できるのは、経営事項審査の審査基準日（決算日）から1年7ヶ月の間に限られています（建設業法施行規則第18条の2）。

ただし、経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書。以下「結果通知書」という。）を受け取ってからでないと契約締結はできません。したがって、決算期が到来し、決算の確定後速やかに経営事項審査の申請をしないと、その分だけ結果通知書を受け取る時期が遅くなり、結果通知書を使うことができる期間が短くなってしまいます。

イ また、直近の決算に基づく経営事項審査の結果通知書を、前期の決算に基づく結果通知書の有効期限内、つまり直近の決算日から7ヶ月以内に受け取る必要があります。

申請の遅れにより直近の決算に基づく結果通知書を受け取るのが遅れると、公共工事を請け負うことができない期間が生じますので注意してください。

※ 結果通知が使える期間（公共工事を請け負える期間：網かけ部分）



ウ 以上のことから、決算終了後、速やかに以下の手続きを行ってください。

経営状況分析申請	決算終了後4ヶ月以内の早い時期に、各京都府土木事務所に決算変更届を提出するとともに、登録分析機関に経営状況分析申請をしてください。分析結果通知書発行までの期間は、各登録分析機関に御確認ください。
経営規模等評価申請 (総合評定値請求)	経営状況分析結果通知書が届き次第、早めに各京都府土木事務所に申請してください(遅くとも決算日から6ヶ月以内)。

※審査基準日…経営事項審査の申請（登録機関への経営状況分析申請を含む）をする日の直前の事業年度終了日

エ 各京都府土木事務所への申請から結果通知書の交付まで3～4週間程度かかります。

発注者である地方自治体等の定める提出期限を考慮し、時間的に余裕を持った申請をしてください。

(3) 法令遵守

ア 京都府では、公正な競争と工事の品質確保、さらには本府内建設業の健全な発展に寄与することを目的に、経営事項審査における審査の厳格化を目指しています。

例えば、完成工事高の水増しや常勤していない技術職員を記載するなどの虚偽申請を防止するために

- 申請時に
 - ・ 工事請負契約書、消費税の確定申告書及び納税証明書での完成工事高の確認
 - ・ 社会保険、雇用保険関係書類、源泉徴収簿等での技術職員の在籍確認
- 申請後に
 - ・ データベース構築による技術職員名簿記載の技術者の重複チェック
 - ・ (必要に応じ) 建設業法第31条に定める立入検査

を行っています。

イ 経営事項審査申請書及び決算変更届の提出の際は、添付書類等も含めて記載事項が事実と相違ないか、今一度確認してください。

ウ 提出された書類に虚偽の記載等があった場合には、建設業法上の監督処分を行うこととなり、悪質な場合には告発を行うこともあります。

建設業法（抜粋）

第8条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか・
・に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

(略)

八 この法律・・・・に違反したことにより、・・・罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(略)

十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者・・・・のあるもの

十三 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者・・・・のあるもの

(略)

(経営状況分析)

第27条の24 前条第2項第1号に掲げる事項の分析(以下「経営状況分析」という。)については、第27条の31及び第27条の32において準用する第26条の5の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録経営状況分析機関」という。)が行うものとする。

2 経営状況分析の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を登録経営状況分析機関に提出してしなければならない。

3 前項の申請書には、経営状況分析に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 登録経営状況分析機関は、経営状況分析のため必要があると認めるときは、経営状況分析の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

(略)

(経営規模等評価)

第27条の26 第27条の23第2項第2号に掲げる事項の評価(以下「経営規模等評価」という。)については、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

2 経営規模等評価の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

3 前項の申請書には、経営規模等評価に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価のため必要があると認めるときは、経営規模等評価の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

(略)

(指示及び営業の停止)

第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定・・・・に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

(略)

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

(略)

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項・・・の規定による指示に従わないとき・・・は、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(略)

(許可の取消し)

第29条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

(略)

二 第8条第一号又は第七号から第十四号まで（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至った場合

(略)

六 前条第1項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合又は同条第3項若しくは第5項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

(略)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(略)

四 第27条の24第2項若しくは第27条の26第2項の申請書又は第27条の24第3項若しくは第27条の26第3項の書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(略)

四 第27条の24第4項又は第27条の26第4項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

(略)

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(略)

二 第50条又は前条 各本条の罰金刑

エ なお、申請者が検査に積極的に応じない等により、申請時点で有効であった結果通知書の有効期間が経過してしまった場合には、建設業法上、公共工事の入札等への参加や契約を行うことはできなくなりますので、注意してください。

(4) その他

経営事項審査の審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、(一財)建設業情報管理センターのホームページで公開されています。

→(一財)建設業情報管理センターのホームページ : <http://www.ciic.or.jp/>